



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年 7月号 No.122

<ごあいさつ>

今年は、平年よりも早い梅雨入りでした。また、毎年の様に大雨により各地で被害が発生しておりますので、梅雨明けまでは注意が必要です。なお、お車の運転の際は、いつも以上にご注意下さい。

<小規模企業共済制度について>

小規模企業共済制度は、個人事業を廃止した時、会社等の役員を退職した時などの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

①小規模企業共済に加入できる方は、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、宿泊業・娯楽業を除くサービス業では5人以下）の個人事業主または会社の役員等に限り（詳細はご相談下さい）。

②掛金月額、**1,000円から7万円まで**の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。加入後も掛金月額は、**増額・減額**できます。また、掛金の払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。

③掛金は税法上、全額を『**小規模企業共済等掛金控除**』として、課税対象となる所得から控除できます。

また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。

④共済金は、廃業時・退職時に受け取れます（共済事由等をご確認下さい）。なお、満期はありません。

⑤共済金等の受取方法には、「一括受取」、「分割受取」「一括受取と分割受取の併用」の3種類があります。

税務上、一括受取は『**退職所得扱い**』、分割受取は『**公的年金等の雑所得扱い**』となります。

⑥共済契約者の方が納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。

※退職所得扱いの場合、『**退職所得控除**』があります。掛金の額も重要ですが、それ以上に勤続年数（契約期間）がとても重要になります。そのため、加入日が早ければ早いほど、退職所得控除の額は多くなります

①勤続年数20年以下⇒**勤続年数×40万円**

②勤続年数21年以上⇒（勤続年数－20年）×**70万円**＋800万

10年加入⇒**400万円**、20年加入⇒**800万円**、

30年加入⇒**1,500万円**

<7・8月の税金関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日まで
- ③ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ④ 固定資産税の納付（第2期分）…7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付・・・8月末日
- ⑥ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日
- ⑦ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑧ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで
- ⑨ 社会保険の標準報酬決定通知・・・8月頃

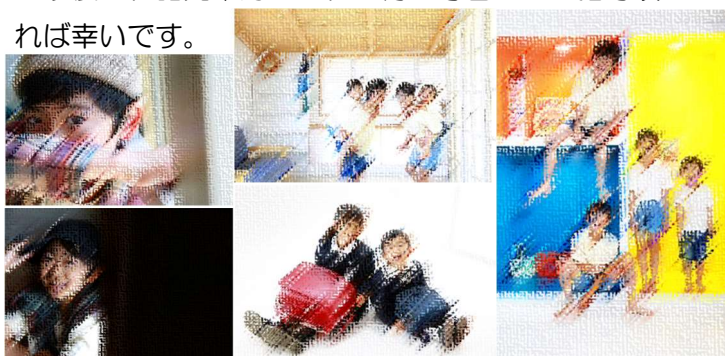
<若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

先月は、宮島と広島市内を観光しました。長男が小学生の間に、色々とお出かけ事ができればと思います。

先日、長男が11歳になりました。長男の誕生日に、毎年恒例の家族写真を撮りに行っていますが、今年で7年目になります。子供達の成長を再確認できる良い機会、あの頃は小さくて可愛かったなと懐かしく思います。これからもっとでかくなりますね(笑)。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とお指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

